

## 寄附金等取扱規程

### (目 的)

第1条 この規程は、定款第5条第4項の規定に基づき公益財団法人木下記念事業団(以下「財団」という)が受領する寄附金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において「寄附金等」とは、財団が、個人又は団体から受領する金銭のほか有価証券、不動産その他財産的価値を有するものをいう。

2 前項の寄附金等は、財団定款第2章に定められた目的及び事業のため以外のものであってはならない。

### (寄附金等受入れの手続き)

第3条 理事長は、個人又は団体から財団に対し、寄附金等の申入れがあった場合、予め当該寄附金等が前条の規定に則しているか等について審査の上、これを適当であると認める場合は、受入れを決定し、決定後に開催される理事会に報告するものとする。

### (受領書等の送付)

第4条 寄附金等を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、財団の公益目的事業に関連する寄附金等である旨、寄附金額又はその規模及びその受領年月日を記載するものとする。

### (理事会の承認)

第5条 財団が受領する寄附金等について寄附者から資金用途及び寄附金等の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

2 寄附金等が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金等の受入れを辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金等の受入れに起因して、財団に著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び財団が受入れるには社会通念上不適当と認められる場合

(情報公開)

第6条 財団が受領する寄附金等については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護管理規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人木下記念事業団設立の登記の日（平成24年1月5日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月16日から施行する。